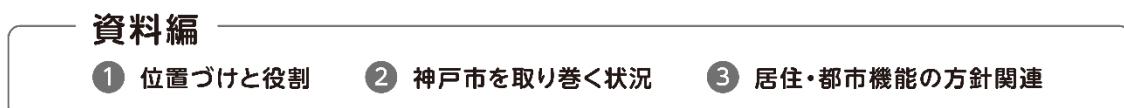
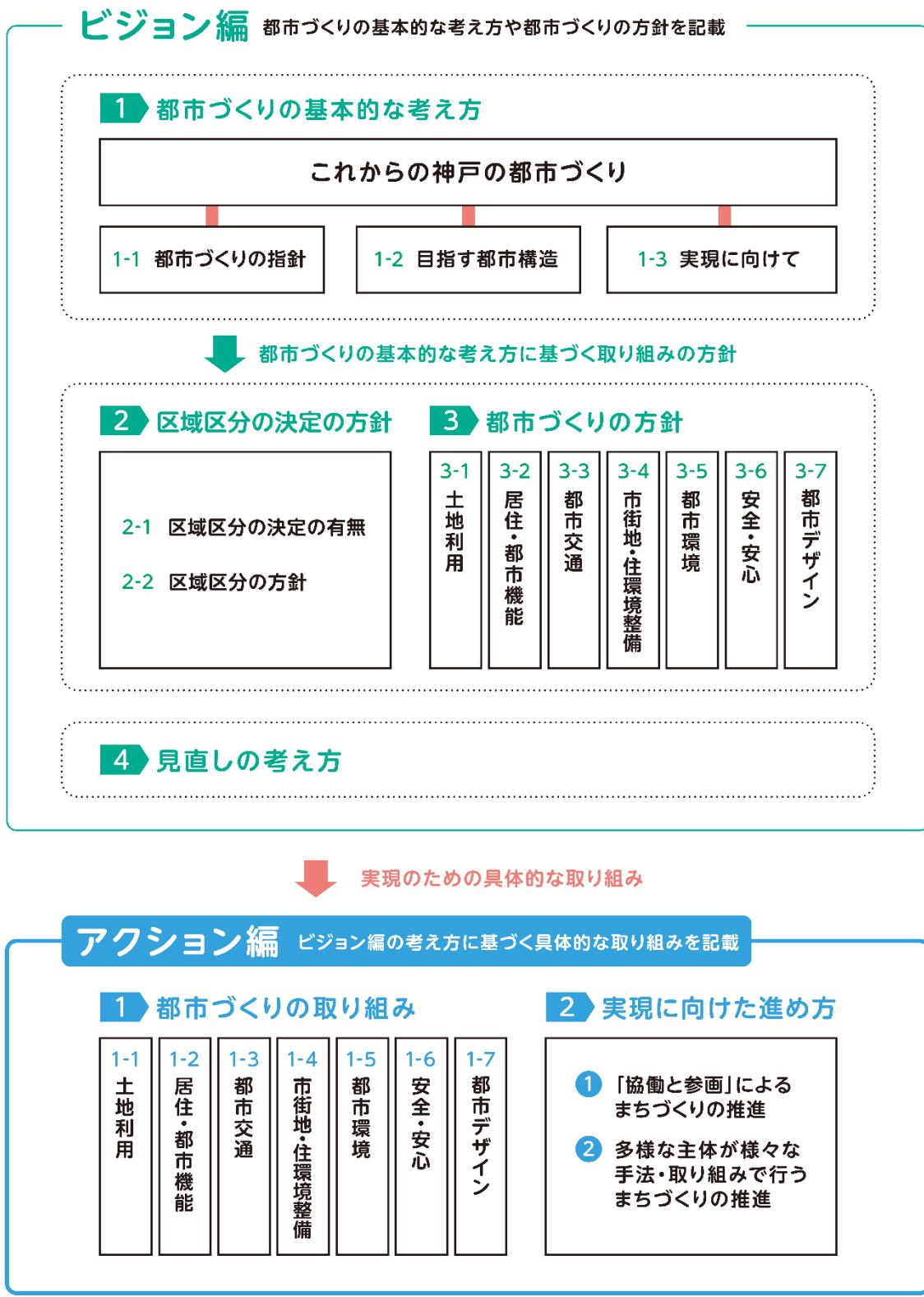


神戸市
都市づくりのマスタープラン（素案）
-アクション編-

目次と構成



第1章 都市づくりの取り組み

都市づくりのマスタープラン【ビジョン編】第1章の「都市づくりの基本的な考え方」や、第3章の各分野の「都市づくりの方針」に基づき、取り組みを進めていきます。

1-1 土地利用に関する取り組み

(1) 市街化区域の土地利用

取り組み	取り組み概要
柔軟な都市計画の変更	都市計画提案制度の活用による柔軟な都市計画の変更を行います。
地域特性に応じたきめ細やかな土地利用の誘導	生活に必要なサービス機能などを確保し、あらゆる人々が快適に住み続けられる住環境を実現するため、用途地域の見直しや地区計画制度の運用を行うなど、きめ細やかに建築物の高さや規模・用途などを誘導します。
緑あふれる空間の形成	風致地区の指定や、まちを歩きながら自然を感じられる緑化の推進を行います。
都市農地の保全	生産緑地の保全および追加指定を実施します。
都心の土地利用誘導施策の推進	特別用途地区（都心機能誘導地区）により居住機能を一定抑制し、さらなる都市機能の増進を図るなど、戦略的な土地利用を誘導します。
都市機能の集積や更新の促進	新たなエリア価値の創出や土地の高度利用が必要な場合、都市再生特別地区や高度利用地区などさまざまな制度を活用します。
戦略産業の集積	ポートアイランド2期や産業団地などでIT、航空・宇宙、医療、新エネルギーなど成長期待分野の産業集積を推進します。
神戸港将来構想・神戸港中期経営計画の推進	神戸港での再輸出型トランシップ拠点の形成や、最先端の技術と高品質な物流サービスによる神戸ブランドの確立を図ります。
新たな産業団地の造成	市内の物流用地や製造用地の需要の高まりに対応するため、都市部へのアクセスがしやすい内陸部に、再生可能エネルギーの活用、脱炭素型のインフラ整備など、先進技術の開発・発展に貢献する「スマート新産業団地」を整備します。

(2) 市街化調整区域の土地利用

取り組み	取り組み概要
みどりの聖域指定による適切な緑地の保全・活用	緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例の適切な運用により、緑地の保全・活用を推進します。
人と自然との共生ゾーンによる適切な農業・農村環境の保全	人と自然との共生ゾーンの指定などに関する条例の適切な運用により、里山や農村を整備・保全・活用し、地域の活性化を図ります。
市街化調整区域における規制緩和	日常利便施設、社会福祉施設、医療施設の許可や、世帯分離住宅、使用者制限の解除、六甲山上での観光に資する施設の新築、一定の要件を満たす物流施設の立地など、適切に基準を運用し、必要に応じて規制の見直しを行います。
神戸里山暮らしの推進	関係人口の増加による地域活性化を図るため、農村定住促進コーディネーターの取り組みを進めます。また、里山・農村の環境を活かし、ゆったりとした住宅を新築できる制度を検討していきます。
地域のにぎわいや雇用の創出	地域振興に係る施設の立地を推進することで、地域のにぎわいや雇用の創出を図ります。

1-2 居住・都市機能に関する取り組み

(1) 山麓・郊外居住区域、駅・主要バス停周辺居住区域の取り組み

①コンパクト

ア 空き家・空き地の良好な既存ストックの住宅・宅地としての活用

取り組み	取り組み概要
既存住宅の流通促進	既存住宅を流通させるために、住み替え支援を行います。
空き家・空き地の活用促進	活用されていない空き家・空き地を、不動産事業者などの協力のもと、窓口を通じ市場へ流通させます。
老朽空き家などの早期解体による住環境の改善	空き家が放置され周辺の生活環境へ悪影響を及ぼすことを未然に防ぐことで、健全で快適なまちづくりを推進します。
住み替えサポートによる良好な住宅ストックの有効活用	それぞれのライフステージに応じた住み替えのサポートを行います。
隣地取得による居住環境の改善	狭小空き家など、単独では建物更新が難しい物件を隣地統合により活用を促進し、住環境を改善します。
空き家発生予防	空き家発生を予防するために、相続が発生する前に将来の家屋の使い道を考えられるように、啓発などを行います。

イ 空き家・空き地の住宅・宅地以外としての活用

取り組み	取り組み概要
空き地の活用	空き地を地域で活用できるよう、農園や広場、交流の場への整備を支援します。
多様な機能を持つ住宅地の形成	住宅地で日常生活に必要な店舗やオフィスなどが身近に立地可能となるよう誘導します。
空き家・空き地の地域利用の促進	地域活性化や公益的活動のために、空き家・空き地を活用したい団体と所有者とのマッチングを行います。

ウ 住環境の保全・育成

取り組み	取り組み概要
緑豊かな環境の維持・保全	区域区分や用途地域などの都市計画制度や神戸市の条例などを活用し、緑豊かな神戸を維持していきます。

エ 住環境の改善

取り組み	取り組み概要
密集市街地の再生	防災性や住環境にさまざまな課題を抱えている密集市街地で住宅市街地総合整備事業を活用し、誰もが安全・安心で快適に暮らせる住みよいまちへ再生していきます。
低未利用地の有効活用と適正管理	複数の土地の利用権などの交換・集約や、区画再編などによる低未利用地の活用促進を検討します。
コモンズ協定	地域コミュニティやまちづくり団体が、広場、並木などの生活環境の向上に資する空間・施設（コモンズ）を共同で整備・管理する協定について検討します。

②ネットワーク

ア さまざまな交通手段の組み合わせによる最寄り駅や拠点への移動手段の維持・確保

取り組み	取り組み概要
地域コミュニティ交通の導入	鉄道や路線バスなどの公共交通サービスが十分に行き届かない地域において、地域・事業者と協働して、多様な地域コミュニティ交通の導入を進めます。
IoT・AI を活用した新しいモビリティサービスの導入	IoT・AI を活用した新しいモビリティサービスにより最寄り駅や拠点へのアクセス機能を確保します。

イ 他都市および市内拠点を結ぶ基幹公共交通の維持・充実

取り組み	取り組み概要
広域結節機能の向上	拠点における広域交通結節点の機能向上、接続強化を図ります。
基幹公共交通ネットワークの強化	都市の骨格となる公共交通ネットワークとして、他都市および都市内拠点を広域に結ぶ基幹公共交通ネットワークを強化します。
公共交通維持に向けた検討	幅広い視点で持続可能な公共交通ネットワークの実現のための検討を進めます。

ウ 公共交通の利便性向上・利用促進

取り組み	取り組み概要
ICT を活用した情報提供	ICT を活用した多様な情報提供を推進し、公共交通の利便性向上を促進させます。
パーク & ライドのための基盤整備	公共交通への利用転換を図るために、パーク & ライドのための基盤整備に取り組みます。
誰もが利用しやすい交通環境の形成	公共交通の利用環境の整備を推進し、利便性向上を図ります。

③生活サービス

ア 生活に必要な身近な施設の適切な配置・再整備

取り組み	取り組み概要
(再掲) 多様な機能を持つ住宅地の形成	住宅地で日常生活に必要な店舗やオフィスなどが身近に立地可能となる誘導を検討します。
近隣センターの活性化	地域のニーズにあったモノ・サービスが提供されるよう、近隣センターの再整備を行います。
既存施設の有効活用	市が所有する既存の施設を転活用した生活に身近な機能の確保を検討します。
商店街・小売市場などの活性化	空き店舗対策として、空き店舗区画の再整備を行い、新規店舗を誘致する取り組みを支援します。

イ 代替手段による都市機能の確保

取り組み	取り組み概要
民間事業者と連携した生活支援サービスの充実	巡回サービスなど利用形態を変えることで生活に必要な身近な機能を確保します。また、多様な業種（交通、商業、飲食、農業など）と連携し生活サービスの維持・拡充を図ります。
公共交通を活用した貨客混載	地域の事業者・住民と連携し、公共交通を有効活用することで、都市と農村などの地域間での人とモノの交流・循環を促進し、日常生活のサービス機能を維持・拡充します。
都市農地の活用	都市内で身近に縁に触れる神戸の特徴を活かし、農産物直売所や農家レストランなどを配置します。
IoT・AI の活用	さまざまな分野において、IoT・AI を活用することで生活に必要なモノ・サービスを提供します。

ウ 持続可能な都市経営

取り組み	取り組み概要
市有地での柔軟な土地活用	立地条件や土地のポテンシャルに応じて、事業者などと連携しながら地域課題の解決に資する取り組みを推進します。
市営住宅の再編	将来にわたって良好な市営住宅を確保するために、地域特性やニーズに対応した再編に取り組みます。
郊外団地の利便性向上	鉄道事業者などと連携し、駅から少し離れた郊外団地の問題に取り組む実証実験を推進します。

④コミュニティ

ア 地域コミュニティの運営に対する支援など

取り組み	取り組み概要
地域マネジメントシステムの構築（地域コミュニティの運営自立化支援など）	希望する地域団体などの法人化（NPO 法人・まちづくり会社など）やまちづくりの担い手との連携（都市再生推進法人の指定など）などにより、地域マネジメントシステムの構築（地域コミュニティ活動の自立化など）に向けた支援を行います。
多様な主体による地域協働の促進	地域において、住民間のつながりを育むとともに、自治会など従来の地域団体を含む多様な主体による地域協働の促進を図ります。そのため、住民や多様な主体がつながり対話できる「場」・「機会」の創出の促進を図るとともに活動の立ち上げ、継続、拡大に向けた働きかけや主体間のコーディネートも含めた支援を行います。
地域コミュニティ活動拠点の創出・確保	コミュニティカフェ・子どもの居場所・市民農園など、地域の活動拠点やコミュニティづくりに取り組みます。

⑤活躍

ア 働きながらも子育てがしやすい環境づくり

取り組み	取り組み概要
（再掲）多様な機能を持つ住宅地の形成	住宅地で日常生活に必要な店舗やオフィスなどが身近に立地可能となる誘導を検討します。
多様な働き方につながる環境づくり	働きながらも子育てや介護などがしやすいオフィスなどの提供や、ライフスタイルに合わせたワークシェアなど、多様な働き方につながる取り組みを進めます。

⑥連携

ア 都市近郊に豊かな農村地域が広がる神戸の特徴を生かした取り組み

取り組み	取り組み概要
地産地消の推進	都市に住む人と農業者のコミュニケーションの輪を広げ、神戸市内の消費者に地産地消を楽しむライフスタイルの定着化を進めていきます。
農福連携事業の推進	障がい者の就労支援や収入増を図るとともに、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加など、農村地域の課題解決を目指し、障がい者支援施設・事業所が農産物の生産や加工・販売を行います。
農家レストランなどの設置	神戸の地産地消を楽しめる農家レストランなどの設置を進めます。
多様なライフスタイルの魅力発信の推進	都市に住む人に対して、都市と農村の近接性を活かした多様なライフスタイルの魅力発信を推進します。

(2) 広域型都市機能誘導区域の取り組み

①都心広域型都市機能誘導区域

取り組み	取り組み概要
広域型都市機能誘導施設の維持・充実・強化に向けた主な事業	<p>商業・業務機能、広域交通結節機能、行政機能、新産業機能、文化・交流機能など、さまざまな広域型都市機能の強化を図ります。</p> <p><主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新たな中・長距離バスターミナルの整備に向けた雲井通5・6丁目再整備基本計画」に基づくバスターミナル整備事業 ・神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業 ・神戸三宮雲井通6丁目北地区第一種市街地再開発事業 ・新・神戸文化ホール整備事業 ・新三宮図書館整備事業 ・本庁舎2号館再整備事業 ・(仮称) 兵庫県新庁舎等整備事業
拠点の形成に資する主な事業	<p>国際港都神戸の玄関口にふさわしい高質な拠点を形成します。</p> <p><主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新神戸駅周辺の再整備 ・東遊園地の再整備 ・三宮駅周辺地区の再整備 ・三宮センター街周辺地域の再整備 ・神戸空港の機能強化 ・医療産業都市の推進 ・都心の土地利用誘導施策の推進 ・県庁周辺地域の再整備 ・神戸駅前広場の再整備 ・神戸ハーバーランド地区のアクセス改善・魅力向上

②旧市街地型広域型都市機能誘導区域

取り組み	取り組み概要
広域型都市機能誘導施設の維持・充実・強化に向けた主な事業	一定の広域型都市機能が適切に立地している状態を維持・充実させます。
拠点の形成に資する主な事業	<p>鉄道駅の拠点性を維持・充実させます。</p> <p><主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新長田駅前広場の再整備 ・兵庫駅前広場の再整備 ・六甲道駅前広場の再整備 ・灘駅前広場の再整備 ・兵庫運河周辺地域の活性化 ・王子公園の再整備

③郊外拠点型広域型都市機能誘導区域

取り組み	取り組み概要
広域型都市機能誘導施設の維持・充実・強化に向けた主な事業	<p>市街化調整区域など駅から離れた地域も含め、広い範囲を対象とした都市機能を維持・充実させます。</p> <p><主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新北図書館の整備
拠点の形成に資する主な事業	<p>市街化調整区域など駅から離れた地域も含め、広い範囲を対象とした拠点を形成します。</p> <p><主な事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・名谷駅前の再整備 ・谷上駅前の再整備 ・岡場駅前の再整備

1 - 3 都市交通に関する取り組み

(1) 市内外や世界との交流を促進する交通環境の形成

① 広域的な交通拠点の機能強化

取り組み	取り組み概要
都心三宮の再整備	<p>三宮駅周辺の交通結節機能を向上させるため、中・長距離バス乗降場を集約し、西日本最大級のバスターミナルを整備します。併せて、都市機能の集積や回遊性の向上、神戸の玄関口にふさわしい景観形成やにぎわい創出などを推進します。</p> <p>《整備や計画の具体化を予定している主な施設》</p> <ul style="list-style-type: none">・JR 三ノ宮駅（駅前広場）・新たな中・長距離バスターミナル（道路）・三宮駅周辺歩行者デッキ（道路）
新神戸駅周辺の再整備	「公共交通の利便性向上」「周辺エリアへの歩行者動線の改善」「玄関口としてふさわしい空間の創出」を目的として、新神戸駅周辺の再整備に取り組みます。
国際コンテナ戦略港湾の推進	内航フィーダーを活用した国内貨物の集貨や海外からのトランシップ貨物の集貨の取り組みにより、航路網の充実を図るほか、高規格コンテナターミナルなどの整備による港湾機能の強化に取り組みます。
神戸空港の機能強化	国際定期便の就航に向け、神戸の空の玄関口にふさわしい施設整備に取り組みます。

② 「海、まち、山」をつなぐ交通軸の機能強化

取り組み	取り組み概要
ポートアイランド・神戸空港へのアクセス強化	<p>神戸空港の国際化やポートアイランドへの企業進出などを踏まえ、新交通システムやバスなどの輸送力の強化・連携、交通環境の改善により、三宮・新神戸などとポートアイランド・神戸空港のアクセス向上に取り組みます。</p> <p>生田川右岸線において、道路機能の強化を図るため、車線数の増加や交差点改良を推進します。</p> <p>《整備や計画の具体化を予定している主な施設》</p> <ul style="list-style-type: none">・神戸新交通三宮駅（鉄道）・生田川右岸線（道路）
六甲山および有馬での公共交通の利用促進	六甲山において、都心から山上までのダイレクトなアクセス手段の検討や、山上の公共交通による回遊性の向上など、山全体の交通改善に取り組み、市民や来訪者にとってアクセスしやすく、巡りやすい公共交通ネットワークの形成を推進します。

(2) 共創の取り組みによる持続可能な交通環境の形成

①持続可能な公共交通ネットワークの形成

取り組み	取り組み概要
交通関係者との連携推進	持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るため、交通事業者や地域、企業など交通に関わる関係者との連携を進めます。
基幹公共交通の維持	鉄道事業者が実施する老朽化施設の大規模更新や安全設備の改良、駅の耐震補強工事、防災・減災対策に対して支援を行い、鉄道事業者と連携して、安全で安定した輸送の確保を目指します。
バス路線の維持・充実	国、県、市による運行補助を行うことで幹線系統のバス路線を維持し、事業者間のサービス共通化などにより利便性を向上させるとともに、地域の需要を踏まえて、バス路線や車両の適性化を図り、効率的かつ持続可能な公共交通ネットワークの確保を目指します。
(再掲) 地域コミュニティ交通の導入	鉄道や路線バスなどの公共交通サービスが十分に行き届かない地域において、地域・事業者と協働して、多様な地域コミュニティ交通の導入を進めます。
地域の輸送資源を活用した取り組み	地域を運行する施設の送迎バスを活用するなど、地域の輸送資源を活用した新たな仕組みを検討し、地域の実情に応じた移動手段の確保を目指します。

②駅やバス停周辺の交通結節機能の強化

取り組み	取り組み概要
駅周辺のリノベーション	駅前広場やロータリーのリニューアル、快適で利便性の高いバス待ち環境の整備を行います。
乗り継ぎ拠点の機能強化	駅やバス停周辺を拠点にカーシェアやシェアサイクルなどを活用したアクセスの向上を検討するとともに、ベンチの設置などによりバス停の待合環境の充実を図ります。
自転車施策の推進	駅前駐輪場の拡充・改善や放置自転車対策など、駐輪対策を推進します。また、駅前広場に地下タワー式駐輪場を整備することにより、広場空間の有効活用と駐輪場不足の解消や利便性向上を図ります。

③誰もが使いやすい交通環境の形成

取り組み	取り組み概要
利用しやすく環境に優しい交通基盤の整備	鉄道施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進、美装化、人や環境に優しい車両の導入などにより、誰もが利用しやすく、環境に優しい交通基盤の整備を進めます。
利用しやすい交通サービスの充実	交通と市内の集客施設をシームレスにつなげる MaaS の取り組みとして、交通サービスの連携や企画乗車券の充実など、分かりやすく使いやすい交通サービスの導入に取り組みます。
モビリティ・マネジメントの推進	自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促すため、利用意識を高める啓発などを実施します。
自動運転技術の活用	公共交通の運転士不足への対応や、新たなテクノロジーの導入による地域の活性化を図るため、自動運転の実証実験を進めます。
デジタル技術の活用	車内の利用状況の見える化や配車アプリなど、デジタル技術を活用し利便性の向上を図ります。

(3) 都市・地域間の人・物・技術・情報の交流を促進する道路環境の形成

①主要幹線道路ネットワークの形成

取り組み	取り組み概要
広域圏幹線道路の整備	<p>国、県や高速道路会社との連携のもと、広域圏幹線道路の整備に取り組みます。</p> <p>《整備や計画の具体化を予定している主な施設（道路）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西神戸線（神戸西バイパス） ・大阪湾岸線（湾岸線） ・大阪湾岸線西伸線（大阪湾岸道路西伸部） ・都市高速道路2号線（神戸山手線） ・明石三木線（国道175号） ・播磨臨海地域道路

都市内幹線道路・補完的幹線道路の整備	<p>社会経済情勢の変化に応じて適時適切な計画の見直しを行いつつ、今後の整備予定を示しながら、都市内幹線道路・補完的幹線道路の着実な整備に取り組みます。</p> <p>《整備や計画の具体化を予定している主な施設（道路）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸三田線（五社工区） ・神戸三田線（唐櫃工区） ・垂水妙法寺線（禅昌寺工区） ・須磨多聞線（西須磨工区） ・須磨多聞線（多井畠工区） ・須磨多聞線（多井畠西工区） ・塩屋多井畠線（大谷北） ・塩屋多井畠線（その他） ・塩屋福田線 ・岩岡神出線（岩岡工区） ・岩岡神出線（上新地工区） ・玉津大久保線 ・有野藤原線 ・多聞平野線 ・高羽線 ・横尾妙法寺線
--------------------	--

②快適な道路環境の形成

取り組み	取り組み概要
道路交通の円滑化（渋滞対策）	鉄道と道路の立体交差による市街地の分断の解消や交通の円滑化に加え、有料道路の料金施策により、道路ネットワーク全体の最適利用を図ります。
生活幹線道路の整備	<p>地域のまちづくりの取り組みにおいて、まちの課題解決に必要であるとの合意形成が図られた生活幹線道路の整備を推進します。</p> <p>《整備や計画の具体化を予定している主な施設（道路）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東山菊水線（湊川町9～菊水町10） ・御影山手線 ・鈴蘭台幹線
(再掲) 自転車施策の推進	歩行者および自転車の安全性・快適性の向上を目指し、自転車走行空間の整備を行います。
駐車場施策の推進	自動車の駐車実態を考慮しながら、まちの再編に関連する事業と一体となって駐車場の再編に取り組みます。

(4) 人と公共交通が中心の都心の交通環境の形成

①都心の駅周辺再整備

取り組み	取り組み概要
「えき～まち空間」	三宮駅周辺では、6つの駅・バス乗降場と周辺のまちを一体的につなぐ空間を「えき～まち空間」と名付け、駅へのアクセス機能を確保しながら、車中心から人中心の空間に転換することで歩行者の回遊性を高め、にぎわいを生み出し、緑豊かな神戸の玄関口にふさわしい空間を創出します。
回遊性を高める3層ネットワークの強化	JR 三ノ宮新駅ビル開発計画に併せて周辺の再整備を行うほか、乗り換え動線の強化や回遊性の向上を図るための三宮駅周辺歩行者デッキの整備に取り組みます。 《整備や計画の具体化を予定している主な施設（道路）》 ・三宮駅周辺歩行者デッキ
元町駅周辺の再整備	周辺へのアクセスのよい元町駅の立地を活かし、都心・三宮再整備やウォーターフロント再開発との相乗効果の発揮を目指しながら、駅周辺公共空間の再整備を検討します。
神戸駅周辺の再整備	バスロータリーやタクシーロータリーの再編および地下駐輪場の整備などにより人のための空間を創出し、神戸の名を冠するにふさわしい高質で風格のある駅前空間となるよう再整備を進めます。
(再掲) 新神戸駅周辺の再整備	「公共交通の利便性向上」「周辺エリアへの歩行や動線の改善」「玄関口としてふさわしい空間の創出」を目的として、新神戸駅周辺の再整備に取り組みます。

②都心の回遊性を高める交通環境の形成

取り組み	取り組み概要
歩く人が中心のまちの実現に向けた交通体系の見直し	神戸の都心を居心地がよく歩きたくなるエリアとしていくため、通過交通などの過度な自動車の流入抑制を進めます。
都心 - ウォーターフロント回遊性向上	三宮周辺地区と新港突堤西地区をつなぐ税関線の再整備などにより、都心とウォーターフロント間の回遊性向上に取り組みます。
道路空間の柔軟な利活用	ほこみち制度の活用などにより、道路空間の利活用を行い、魅力的なにぎわいを創出します。
都心内の回遊性向上（ポートループ、LRT・BRT）	都市の魅力と回遊性の向上を図るため、LRT・BRT の導入検討を進めます。その一環として、都心エリアにおいて運行しているポートループの利用促進を図ります。
多様なモビリティの導入促進	シェアサイクルなど、移動の利便性を高めるような多様なモビリティの導入を促進します。

1 - 4 市街地・住環境整備に関する取り組み

(1) 都心の再生

①新神戸～三宮～神戸駅周辺

取り組み	取り組み概要
神戸三宮雲井通 5丁目・6丁目 北地区第一種市 街地再開発事業	隣接する2地区において連続的に市街地再開発事業を行うことで、ホールなどの既存施設の更新を図りつつ、新たな交通結節拠点となる中・長距離バスターミナルの整備に加え、都市間競争において選ばれるための魅力・活力を創造する都心にふさわしい高質な都市機能の集積を図ります。
(再掲) 都心三 宮の再整備	国際的な都市間競争においても選ばれるまちであり続けるため、都市機能の集積、交通結節機能の充実、回遊性の向上、神戸の玄関口にふさわしい景観形成やにぎわい創出などの都心三宮再整備事業を推進します。
(再掲) 元町駅 周辺の再整備	周辺へのアクセスのよい元町駅の立地を活かし、都心・三宮再整備やウォーターフロント再開発との相乗効果の発揮を目指しながら、駅周辺公共空間の再整備を検討します。
(再掲) 神戸駅 周辺の再整備	バスロータリーやタクシーロータリーの再編および地下駐輪場の整備などにより人のための空間を創出し、神戸の名を冠するにふさわしい高質で風格のある駅前空間となるよう再整備を進めます。
新神戸、北野エ リアの価値向上	新神戸エリアでは駅前広場などの再整備の実施や周辺事業者と連携したエリア価値を高める取り組みを実施します。また北野エリアでは歴史的建築物を活用したにぎわい機能の導入や未利用地の活用、エリアマネジメントを推進することで、さらなる活性化を図ります。
都心の緑化	既存樹木の土壌改良や新たな高木の植栽などによる都心部の緑陰形成や公共空間における緑化、屋上を活用した緑地の整備などを推進することで、都心においてうるおいのある心地よい空間を創出します。

②ウォーターフロント・ポートアイランド・神戸空港島

取り組み	取り組み概要
ウォーターフロント再開発	国内外からの来訪者を魅了するまちを目指し、港湾物流機能の移転、施設の更新に併せた新たな都市機能の導入や魅力的な交通環境の形成、産官学が一体となった高質なまちづくりを進めます。
ポートアイランドリボーンプロジェクト	公共空間の利活用、交流空間の創出、緑化の推進、社会経済情勢や市民のニーズに応じた土地利用の推進などにより、地域の魅力を高めます。
(再掲) ポートアイランド・神戸空港へのアクセス向上	神戸空港の国際化やポートアイランドへの企業進出などを踏まえ、新交通システムやバスなどの輸送力の強化・連携、交通環境の改善により、三宮・新神戸などとポートアイランド・神戸空港へのアクセス向上を図ります。
神戸空港島の利活用	国際定期便の運用開始に向けた空港の機能強化を進めるとともに、神戸空港の国際化を契機とした民間投資を誘引し、成長・先端産業の集積の場の形成や、さまざまな来訪者を受け入れる、魅力的にぎわいのある神戸の玄関口の形成を進めます。

(2) 既成市街地・ニュータウンの再生

①既成市街地の商業地

取り組み	取り組み概要
(再掲) 駅周辺のリノベーション	駅前広場のリニューアルや、滞留空間の創出などによる駅前空間の高質化、多様な都市機能や子育て環境などの充実、駅周辺の住機能の強化、その他さまざまにぎわい創出の仕組みづくりを実施します。
地下鉄海岸線沿線の活性化	遊休市有地において、地域企業の事業活動への支援および居住者の増加、周辺のにぎわい創出に資する土地活用を行うなど、複合的に地域の魅力を高める取り組みを実施します。
王子公園の再整備	王子公園再整備基本計画に基づき、新たな「原田の森」の創造、学術・文化拠点のシンボルの創出、王子動物園の魅力向上、公園とスポーツ施設のリノベーションと魅力向上、広域防災拠点の機能強化を図ります。
新長田の活性化	駅前広場の再整備や西市民病院の移転、若松公園の再整備、スタートアップ支援、空き家・空き地の活用などを実施し、地域の魅力を高めます。
住宅供給の推進	遊休市有地、市保有施設、民間の低未利用地の活用促進を行い、多様なニーズに応える住宅供給を図ります。
地域ブランド力の強化	遊休市有地、市保有施設、民間の低未利用地の活用促進を行い、地域や民間事業者などと連携しながらハード・ソフトの取り組みにより地域の魅力を向上させます。

②臨海部の新市街地

取り組み	取り組み概要
HAT 神戸の活性化	兵庫県や民間企業などとの連携により、にぎわい創出や回遊性向上を図り、地域の魅力を高めます。
六甲アイランド活性化	未利用地を活用した新たな交流の場や多様な住まいの提供、まちの魅力発信など「六甲アイランドまちの将来の姿」に資する取り組みを推進します。
(再掲) 地域ブランド力の強化	遊休市有地、市保有施設、民間の低未利用地の活用促進を行い、地域や民間事業者などと連携しながらハード・ソフトの取り組みにより地域の魅力を向上させます。

③老朽木造住宅の密集市街地

取り組み	取り組み概要
下三条町北地区防災街区整備事業	防災性の向上および魅力ある住環境を整備するため、特定防災機能を確保するとともに、魅力的な生活利便施設の整備や良質な住宅を供給するなど、土地の合理的かつ健全な利用を推進します。
老朽木造住宅の除却や共同化などによる不燃化の推進	建て替え時に耐火性を持つ建築物とすることを要件とした、老朽建物の除却費への補助や、複数の土地・建物を再編した共同建替に対する支援などを行い、不燃化を推進します。
再建築が困難な敷地での建物更新	住環境整備公社などの事業者と連携し、建築基準法上の道路に面していない非道路宅地などにおいて、土地の再編などにより住宅建築を促進します。
まちの不燃化につながるルールづくり	地区単位で防災まちづくりに取り組み、まちづくり協定などで、建て替え時に耐火建築物または準耐火建築物にすることを定めるルールづくりや運用を支援していきます。
細街路整備事業の推進	広域な延焼の遮断や老朽木造住宅の建て替えによるまちの不燃化を目的に整備路線を選定します。整備路線では、沿道地権者などの合意形成を支援し、中心線を確定、道路の舗装や側溝を整備することにより、沿道建築物の建て替えを促進します。
主要な生活道路の整備	沿道の建築物の不燃化などと併せて、震災時における地区内の延焼遮断帯や、避難や救急活動のルートとして、地区の安全性を確保する生活道路の整備を進めます。
身近な環境改善事業の推進	防災まちづくりのなかで緊急車両の進入や避難路として必要な道路のあり方などを検討し、地域で合意された地区では、既存通路の位置指定道路化などの多様な整備手法を活用して重点的な整備を推進します。
空き地の有効活用	老朽建築物を除却した空き地について、まちづくり協議会など地元活動組織と連携し、地域コミュニティ活動の場となる「まちなか活用空地」の整備を推進します。
既存ストックの活用	まちの景観や文化を紡ぐ地域資源の活用や、民間事業者による空き家のリノベーションなど、既存ストックを活用して地域魅力の向上を図り、地区外からの人口流入による建て替えを促進します。

④空き家・空き地の多い山麓部などの住宅地

取り組み	取り組み概要
鈴蘭台駅北地区 土地区画整理事業	駅へのアクセス性向上や兵庫商業高校跡地の有効活用などを図るため、土地区画整理事業により鈴蘭台幹線（鈴蘭台駅前～小部小西交差点）の整備やその周辺のまちづくりを推進します。
(再掲) 既存住宅の流通促進	既存住宅を流通させるために、住み替え支援を行います。
(再掲) 空き家・空き地の活用促進	活用されていない空き家・空き地を、市内不動産事業者の協力のもと、窓口を通じ市場へ流通させます。
(再掲) 老朽空き家などの早期解体による住環境の改善	空き家が放置され周辺の生活環境へ悪影響を及ぼすことを未然に防ぐことで、健全で快適なまちづくりを推進します。
空き地の個人菜園・市民農園利用	空き地を個人菜園や市民農園として利用することで、生活空間の質を向上させます。
(再掲) 空き家・空き地の地域利用の促進	地域活性化や公益的活動のために、空き家・空き地を活用したい団体と所有者とのマッチングを行います。
坂のまち神戸プロジェクト	坂のまちの課題解決と魅力を活かしたまちの再生を目指し、エリアリノベーションの支援や、愛称を表示する道標の設置などを行います。
(再掲) 住宅供給の推進	遊休市有地、市保有施設、民間の低未利用地の活用促進を行い、多様なニーズに応える住宅供給を図ります。
(再掲) 地域ブランド力の強化	遊休市有地、市保有施設、民間の低未利用地の活用促進を行い、地域や民間事業者などと連携しながらハード・ソフトの取り組みにより地域の魅力を向上させます。

⑤スポンジ化リスクの高いニュータウン

取り組み	取り組み概要
(再掲) 駅周辺のリノベーション	駅舎の再整備で生まれた広場や地域活動スペースを活用し、地域住民や民間事業者と連携して、まちの魅力とにぎわいを高める取り組みを進めます。
多様な主体の連携によるエリア価値の向上	郊外の住宅地における利便性の向上、地域のにぎわいの創出、地域で支え合う共助の仕組みづくりなど地域・民間事業者などと連携したまちづくりを推進します。
職住近接のまちづくりの推進	駅周辺などへのオフィス集積および官民連携による職住近接の取り組みを推進します。
(再掲) 住宅供給の推進	遊休市有地、市保有施設、民間の低未利用地の活用促進を行い、多様なニーズに応える住宅供給を図ります。
(再掲) 地域ブランド力の強化	遊休市有地、市保有施設、民間の低未利用地の活用促進を行い、地域や民間事業者などと連携しながらハード・ソフトの取り組みにより地域の魅力を向上させます。

1 - 5 都市環境に関する取り組み

(1) 良好的な緑地環境や水環境の保全・育成

①森林・里山の再生

取り組み	取り組み概要
特別緑地保全地区の指定	緑地の保全、緑化の推進および自然的環境の形成を図るため、特別緑地保全地区を定めます。
(再掲) みどりの聖域指定による適切な緑地の保全・活用	緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例の適切な運用により、緑地の保全・活用を推進します。
森林整備戦略の推進	市内の森林に対して、防災・減災の観点から整備を進めるとともに、各森林の特性に応じた整備と循環を促進します。
神戸農村スタートアッププログラムの推進	創業だけでなく神戸ならではの農村文化の創造を目指し、農村地域（北区・西区）での起業や事業づくりに特化した創業支援プログラムを推進します。
新規就農者の支援	市の認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援します。
森林・里山の再生	森林・里山の管理、広葉樹資源の活用、竹林対策、里山に親しむ機会の創出、神戸登山プロジェクトの推進など、森林・里山の再生と創出を一体的に推進することで、国際都市としてのブランド価値を高めていきます。
耕作放棄地などの利活用の推進	多様な担い手を育成するとともに、スマート農業技術も活用し、将来の農地利用などを定める地域計画を策定することで、地域と共に耕作放棄地などの発生防止と活用に取り組みます。また、遊休農地の調査や「神戸ネクストファーマー」制度を活用した農地の斡旋などのほか、エリア特性を活かした地産地消型のフードチェーン構築への活用を検討します。

②まちの価値を高める水と緑の空間の創出

取り組み	取り組み概要
まちなかでの緑地の創出の推進	歴史的な樹木や社寺林などを認定や緑化基準の運用により、まちなかに緑地を創出することで、良好な都市環境の形成を推進します。
(再掲) 緑あふれる空間の形成	風致地区の指定や、まちを歩きながら自然を感じられる緑化の推進を行います。
(再掲) 都心の緑化	既存樹木の土壤改良や新たな高木の植栽などによる都心部の緑陰形成や公共空間における緑化、屋上を活用した緑地の整備などを推進することで、都心においてうるおいのある心地よい空間を創出します。
多井畠西地区での都市型里山空間の創出	市街地近郊にありながら自然や農地が多く残る多井畠西地区において、市民や企業など多様な主体の参画による放置竹林対策や利活用などにより、みどり豊かな都市環境の形成を進めます。
水と緑のネットワークの形成	防災性や環境保全、多様な景観などの観点から、河川や道路などを適切に保全・創出する「水と緑のネットワーク」の形成を推進します。
多自然川づくりの推進	河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境および多様な河川景観を保全・創出を推進します。
兵庫運河周辺の活性化	兵庫運河のさらなる利活用の促進や親水性・回遊性向上に向け、プロムナード整備や橋梁などのライトアップ整備を推進します。

③魅力的な公園・緑地づくり

取り組み	取り組み概要
魅力的な公園の整備・再整備	<p>社会経済情勢の変化や多様なニーズに柔軟に対応し、まちづくりの視点や公園・地域の価値向上といったさまざまな観点から整備・再整備を行い、身近な公園や大規模公園の魅力向上に取り組みます。</p> <p>《整備や計画の具体化を予定している主な施設（公園）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東遊園地 ・しあわせの森 ・王子公園 ・若松公園 ・旧玉津健康福祉ゾーン
長期未整備公園の見直し	長期にわたり未整備となっている都市計画公園について、地域との合意を図りながら見直しを進めます。
旧玉津健康福祉ゾーンの公園整備	市有遊休地となっている旧玉津健康福祉ゾーン（西区玉津町）において、新たな都市公園の整備に取り組みます。

(2) 気候変動に対応する持続可能な空間づくり

①環境負荷の低減に資する交通インフラなどの形成

取り組み	取り組み概要
(再掲) 利用しやすく環境に優しい交通基盤の整備	鉄道施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進、美装化、人や環境に優しい車両の導入などにより、誰もが利用しやすく、環境に優しい交通基盤の整備を進めます。
(再掲) 利用しやすい交通サービスの整備	交通と市内の集客施設をシームレスにつなげる MaaS の取り組みとして、交通サービスの連携や企画乗車券の充実など、分かりやすく使いやすい交通サービスの導入に取り組みます。
(再掲) モビリティ・マネジメントの推進	自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促すため、利用意識を高める啓発などを実施します。
(再掲) 六甲山および有馬での公共交通の利用促進	六甲山において、都心から山上までのダイレクトなアクセス手段の検討や、山上の公共交通による回遊性の向上など、山全体の交通改善に取り組み、市民や来訪者にとってアクセスしやすく、巡りやすい公共交通ネットワークの形成を推進します。
(再掲) 道路交通の円滑化（渋滞対策）	鉄道と道路の立体交差による市街地の分断の解消や交通の円滑化に加え、有料道路の料金施策により、道路ネットワーク全体の最適利用を図ります。

②まちなかでの暑熱対策の推進

取り組み	取り組み概要
(再掲) 水と緑のネットワークの形成	防災性や環境保全、多様な景観などの観点から、河川や道路などを適切に保全・創出する「水と緑のネットワーク」の形成を推進します。
新技術を活用した公共空間での高温常態化対策の推進	常態化している夏の異常高温に対応するため、新たなテクノロジーなどを活用し、過ごしやすい公共空間の創出を推進します。
緑化基準の運用	建築物などの緑化基準の運用により、まちなかに緑地を創出することで、良好な都市環境の形成を推進します。

③脱炭素社会の実現に資する空間づくり

取り組み	取り組み概要
建築段階での環境に配慮した取り組みの推進	建築主の環境に対する自主的な取り組みを促し、快適な室内環境を実現しながら環境に配慮した建築物を誘導します。
木材利用の促進	森林整備や木材活用に関する提案と実現に向けた調整、伐採木情報の共有、木材活用に関わる人材育成などを通して、建築物などへの木材利用を促進します。
再整備などに合わせたエネルギーの面的利用の推進	地域冷暖房や建物間の熱融通など、効率的なエネルギーの利用を推進します。
太陽光発電の導入の促進	公共施設などへの太陽光発電設備の導入を促進します。
バイオマス発電などの導入の促進	動植物などから生まれた生物資源である「バイオマス」を活用し、発電やガスの利活用を推進します。
水素スマートシステム神戸構想の推進	民間企業が進める技術開発への支援や、市民の皆さんとの身近なところでの水素の利活用を促進するなど、産官学の連携のもと、さまざまな取り組みを推進します。
脱炭素先行地域での取り組み推進	多様な主体が連携し、地域の脱炭素化とレジリエンス強化に資する取り組みを推進します。

(3) 自然と都市が近接する神戸の特徴を活かした魅力的な空間づくり

①六甲山の活性化

取り組み	取り組み概要
六甲山の活性化	自然景観を守りつつ、六甲山の魅力を磨くとともに新たな価値を創造、発信するため、遊休施設などの利活用の促進や交通環境の強化、登山道の整備など六甲山グランドデザインを推進します。

②須磨～舞子海岸の活性化

取り組み	取り組み概要
神戸西海岸エリア回遊性向上・活性化	リニューアルされた観光資源を活かし、各施設の連携強化によるにぎわいの形成を図るため、遊休地や遊休施設の活用や回遊動線の強化を行います。

③農村と都市の交流・循環

取り組み	取り組み概要
公共交通を活用した貨客混載	地域の事業者・住民と連携し、公共交通を有効活用することで、都市と農村などの地域間での人とモノの交流・循環を促進し、日常生活のサービス機能の維持・拡充を推進します。
茅葺民家の保全・活用	茅葺民家の実態の把握や、相談窓口の運営や特設サイトでの情報発信、補助制度の運用などにより、適切な保全と活用の促進に取り組みます。
(再掲) 耕作放棄地などの利活用の推進	多様な担い手を育成するとともに、スマート農業技術も活用し、将来の農地利用などを定める地域計画を策定することで、地域と共に耕作放棄地などの発生防止と活用に取り組みます。また、遊休農地の調査や「神戸ネクストファーマー」制度を活用した農地の斡旋などのほか、エリア特性を活かした地産地消型のフードチェーン構築への活用を検討します。
地域循環型農業の推進	「こうべ再生リン」や市内産堆肥などを活用した地域循環型農業を推進し、神戸産農産物のブランド化に取り組みます。
(再掲) 農家レストランなどの設置	神戸の地産地消を楽しめる農家レストランなどの設置を進めます。

(4) 都市活動を支える都市施設

取り組み	取り組み概要
インフラ施設の改築更新	大量に更新期を迎えるインフラ施設の計画的な改築更新を推進します。 《整備や計画の具体化を予定している主な施設（下水道）》 ・老朽化管渠（污水・雨水） ・東灘処理場汚泥処理施設 ・ポートアイランド処理場 ・西部処理場 ・魚崎ポンプ場

1-6 安全・安心に関する取り組み

(2) 防災拠点・交通体系の機能強化

取り組み	取り組み概要
防災拠点の適正な配置・運用・機能強化	防災拠点を適切に配置するとともに、災害時に各防災拠点が拠点間、関係機関と情報共有ができるよう、衛星通信や低軌道衛星を用いた各拠点との連絡手段を冗長化し、機能強化を進めます。
道路網（緊急輸送道路）の整備	被災による影響が大きい緊急輸送道路や臨港部の港湾幹線道路などを優先し、耐震化や無電柱化に取り組むとともに、緊急輸送道路の未整備区間の計画的な事業推進、道路ネットワークのミッシングリンクの解消を図ります。
帰宅困難者対策	一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、帰宅支援を3つの柱とし、取り組みを進めます。

(3) 震災・火災に強い空間づくり

①都市の耐震化・不燃化

取り組み	取り組み概要
（再掲）密集市街地の再生	防災性や住環境にさまざまな課題を抱えている密集市街地で住宅市街地総合整備事業を活用し、誰もが安全・安心で快適に暮らせる住みよいまちへ再生していきます。
（再掲）下三条町北地区防災街区整備事業	防災性の向上および魅力ある住環境を整備するため、特定防災機能を確保するとともに、魅力的な生活利便施設の整備や良質な住宅を供給するなど、土地の合理的かつ健全な利用を推進します。
建築物の耐震化・不燃化	公共建築物の計画的な耐震化を進めるとともに、補助制度などにより住宅・民間建築物の耐震化を進めます。
ライフライン（上水道施設）の耐震化	浄水場や配水池などの急所施設および避難所や災害対応病院などの重要施設に接続する水道管路などの耐震化を重点的に進めます。
ライフライン（下水道施設）の耐震化	処理場の急所施設については、最低限の機能確保に必要な施設の耐震化を進めます。 管渠については、災害時に拠点となる病院や避難所などの重要施設の機能確保、緊急輸送路の通行阻害の防止を図るため、計画的に耐震化を進めます。

②延焼遮断機能の確保

取り組み	取り組み概要
(再掲) 水と緑のネットワークの形成	防災性や環境保全、多様な景観などの観点から、河川や道路などを適切に保全・創出する「水と緑のネットワーク」の形成を推進します。

(4) 土砂災害・水害に強い空間づくり

①土砂災害対策

取り組み	取り組み概要
開発規制・立地誘導	都市計画法に基づき、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制を行います。
移転などの勧告の活用	急傾斜地の崩壊などが発生した場合にその住民の生命また身体に著しい危害が生ずる恐れのある建築物の所有者、管理者または占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転するなどの土砂災害の防止・軽減のための措置について、兵庫県が勧告することができます。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第26条)
移転・改修支援	土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅に対して、移転・改修を支援します。(神戸市住宅土砂災害対策移転支援事業・神戸市住宅等土砂災害対策改修支援事業 など)
治山事業・砂防事業・地すべり対策事業・急傾斜地崩壊対策事業	国土交通省(六甲砂防事務所)および兵庫県と連携し、治山・砂防施設の整備、急傾斜地対策や「六甲山系グリーンベルト整備事業」を推進します。

②津波・高潮対策

取り組み	取り組み概要
高潮・沿岸部都市浸水対策の推進(海岸保全施設の老朽化対策 など)	海岸保全施設(堤防・護岸・防潮胸壁など)を適切に維持管理していくため、長寿命化計画を策定し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な維持管理を実施します。

③治水対策

取り組み	取り組み概要
河川洪水対策（河川改修事業など）	<p>河道改修および橋梁改修を推進するとともに、兵庫県が取り組んでいる「総合治水推進計画」と連携し、流域全体での「河川下水道対策（ながす）」「流域対策（ためる）」「減災対策（そなえる）」を基本とした総合的な治水対策を推進します。</p> <p>《整備や計画の具体化を予定している主な施設（河川）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妙法寺川 ・櫨谷川 ・伊川 ・天上川
都市の浸水対策の推進（雨水幹線・雨水ポンプ場の整備など）	浸水危険度と都市機能集積度を用いて、リスクを複合的に評価し、優先度の高い地区から浸水対策を実施します。

(5) 災害への備えと地域の防災力の強化

取り組み	取り組み概要
地域防災計画の修正	国内外の災害や防災対策の進展に合わせて、防災基本計画や兵庫県地域防災計画、各種法令との整合性に配慮しつつ毎年度見直すとともに、必要に応じて改定を行います。
地区防災計画の策定	防災福祉コミュニティのこれまでの活動実績をふまえ、地区防災計画の策定を行います。また、策定した地区については、計画に基づく訓練の実施や検証を行い、さらに活動が促進されるような支援を実施します。
各区総合防災訓練の実施	区・地域住民・事業者などが連携し、区の実情に合わせた防災訓練を毎年実施することで、自助・共助の重要性を確認します。
避難施設指定の定期的な点検・見直し	地域のニーズや施設の整備状況をふまえて、毎年度点検し、必要に応じて新規施設の指定や学校施設の統廃合に伴う指定の見直しを行います。
災害用食料・物資の備蓄	さまざまな広報を活用しながら「市民備蓄」を促進するとともに、流通備蓄の拡充、物流事業者との応援協定の締結や民間事業者と連携した流通在庫の活用について検討します。
「くらしの防災ガイド」の作成・配布	自然災害に備えていただくため、ハザード情報や避難場所などを掲載した「くらしの防災ガイド」を市内の全戸に配布します。
神戸市情報マップの公開	インターネットで閲覧できる地図サイトで、ハザードマップなど、防災情報を分かりやすく提供します。
出前トークの実施	神戸市の安全・安心に関する取り組みについて、市職員が直接地域に出向いて説明します。
要援護者支援団体への活動支援	要援護者支援の活動を検討されている団体に対し、専門家派遣や講師派遣などの立ち上げの支援を行います。
さまざまなツールを活用した防災情報の発信	テレビ、メール、スマートフォン向けアプリを活用した災害情報の発信のほか、新たにスタートした災害情報をまとめて確認できる「神戸市リアルタイム防災情報」サイトやLINE「神戸市災害掲示板」など、今後も多様なツールを活用し、時代に応じた情報発信の強化を進めます。
防災行政無線の高度化	防災行政無線の在り方を見直し、より伝わりやすい音声発信や音達範囲の拡大を行います。
防災 DX の推進	新たなテクノロジーの導入など、デジタル技術を積極的に活用し、災害対応の効率化と高度化を図る防災DXを推進していきます。

1 - 7 都市デザインに関する取り組み

(1) 神戸固有の多彩で特色ある景観の形成

取り組み	取り組み概要
景観法・都市景観条例に基づく景観誘導	北野、旧居留地、都心・ウォーターフロントなど重点的に景観形成を図る地区をはじめとして、各地区で定める景観形成方針や景観形成基準に基づき、建築物・工作物および屋外広告物について、周辺環境と調和したデザインとなるよう、景観誘導を図ります。特に景観に与える影響が大きい建築行為については、専門家によるデザインアドバイザー制度を活用し、神戸らしい良好な都市景観の形成を推進していきます。
変化に富んだ眺望景観の保全・育成	市民に親しまれている神戸らしい眺望の保全・育成に向けて、神戸らしい眺望景観 50 選.10 選を基本に、地域特性に応じて、建築物の高さや幅の規制誘導、屋外広告物などの眺望阻害要素の整理など、眺望確保に重点を置いた景観誘導を図ります。
夜間景観形成の推進	夜間イベントや新たな集客スポットの立地に伴う人の流れを踏まえた効果的な夜間景観整備を行い、まちの回遊・滞留を生む空間づくりに取り組みます。
良好な都市景観形成に向けた支援	照明アドバイザーの派遣、建築物などの外観意匠の高質化、ライトアップ整備などの屋外空間の高質化などへの助成を行い、地域団体や民間事業者による良好な景観形成の支援を行います。
公共空間のデザイン向上	専門家の意見を取り入れながらデザインの質の向上を図るとともに、利用する人々の視点に立った居心地のよい空間づくりを推進します。

(2) 景観資源の保全活用

取り組み	取り組み概要
景観資源の保全活用	都市景観の質を高め、特色づける景観資源の保全・活用を推進するため、適切な保全や新たな機能を加えた活用に向けた支援を行います。
地域資源の魅力発掘・発信	神戸らしい魅力ある空間・環境を形成している建築物や市民活動などを表彰するなど、地域に根差した歴史、文化、景観などの地域資源の魅力発掘・発信を行い、都市の個性の確立に向けた取り組みを推進します。

(3) 地域の個性を磨き上げる取り組み

取り組み	取り組み概要
地域の自主的な取り組みへの支援	まちづくり専門家の派遣や活動助成を行い、地域団体の自主的な景観形成の取り組みの支援を行います。

第2章 実現に向けた進め方

都市づくりのマスタープラン【ビジョン編】第1章では、「これからの中の神戸の都市づくり」の推進にあたり、さまざまな人が関わり、それぞれが取り組みを進めていくことの大切さを共有しました。

【アクション編】では、それを実現するために、多様な人々がどのように関わりあいながら、取り組みを進めていくのかを具体的にまとめています。

(1) 「協働と参画」によるまちづくりの推進

«取り組むこと»

- ・住みやすい住環境を保全するためのルールづくり
- ・緊急車両が通れるようにする道路の拡幅
- ・まちなみ配慮した建築物などの意匠の基準の設定など

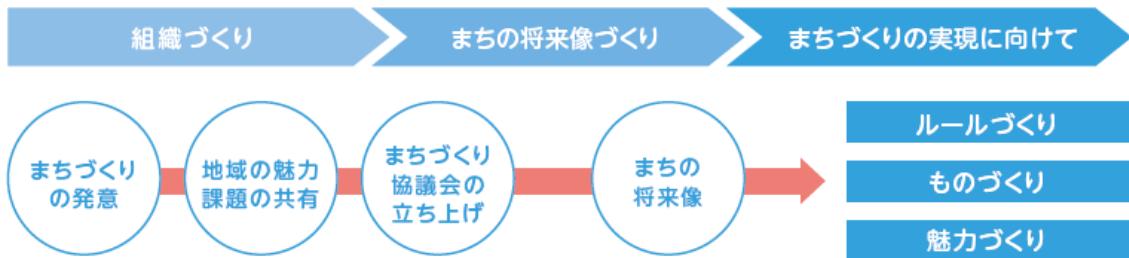
神戸市では、1981年に「地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（まちづくり条例）」を制定し、全国に先駆けて、市民の皆さんと行政と一緒に地域のまちづくりを進めてきました。

取り組みを進めるなかで、地域のまちづくり活動を経済的に支援する「まちづくり助成」や技術的な支援などを行う「専門家派遣」などの制度を創設し、地域の皆さんとの「協働と参画」により、まちづくりを推進してきました。

その結果、現在では、多くのまちづくり協議会が設立され、「地区計画」や「まちづくり協定」といった、地域の特徴を活かしたまちづくりのルールを作成するなど、まちの将来像の実現に向けた取り組みが進んでいます。

今後も引き続き、地域の皆さんとの「協働と参画」により、地域の環境改善や魅力的なまちなみの誘導を進める取り組みを推進していきます。

【「協働と参画」によるまちづくりの進め方】



【まちづくり活動の支援】

①まちづくり助成

まちづくり協議会などまちづくり活動を行う団体を対象に、勉強会を行う会議室の費用や、まちづくりニュースの印刷費など、まちづくりに関わる費用の一部を助成します。

お問い合わせ 神戸市都市局まち再生推進課

<https://www.city.kobe.lg.jp/a96653/machidukurijosei.html>

②まちづくり専門家派遣

まちづくり活動を始める際の地域での勉強会などの実施やまちの将来像づくり、まちづくり協定・地区計画などの「ルールづくり」などまちづくり活動の段階に応じて、まちづくりの専門家を派遣します。

お問い合わせ 神戸市都市局まち再生推進課

<https://www.city.kobe.lg.jp/a96653/kurashi/machizukuri/torikumi/support/index.html>

③活動拠点の充実や人材育成

地域でのまちづくりを支援するため、会議室の提供やまちづくりに関する情報を積極的に提供しています。また、まちづくりに関する相談の受け付けや企画の誘致など、まちづくりに関わる人々が集う場をつくり、まちづくりの人材を育成します。

お問い合わせ こうべまちづくり会館

TEL: (078) 361-4523

<https://kobe-machi-kaikan.city.kobe.lg.jp/>

«参考»地域の皆さんとの「協働と参画」によって行ったルールづくりの事例（摩耶地区）

まちづくりのルール

摩耶地区は、摩耶山を背景として、景色が良く、交通の便も良く、商店街も古い地域ですが、以下のような課題もあります。まちづくり協定では、摩耶地区的特色ある地域性を活かしながら課題を解決しようとするルールを定めています。

課題

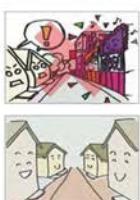
- 主に住宅地にも関わらず商業系の用途地域があり、住宅以外の建物が混在している。
- ガス管や雨水管などが埋設され、日常利用されている通路が、私有地であるため、開発や建築行為に伴い閉塞される状況にある。
- 車員の狭い通路を介して、老朽化した木造の建物が多く密集している。
- 建物の更新が困難な土地があり、地区全体が高齢化している状況がある。



建築物の用途の制限（協定第6条）

住宅地として暮らしやすい環境とするため、用途地域（1ページ参照）の区分に応じ、下記の用途の建築物はできません。

- 近隣商業地域については、次のイ～ニに掲げる建築物
 - 第一種住居地域については、次のイ、ロに掲げる建築物
- イ、ラブホテルなど、風営法第2条第6項第4号に掲げる専ら異性を同伴する客の宿泊（体憩を含む）施設
ロ、ボーリング場、スケート場など、建築基準法別表第2（イ）項第3号に掲げる運動施設
ハ、マージャン屋、バillard屋など、建築基準法別表第2（ほ）項第2号、第3号に掲げる施設
ニ、劇場、映画館など、建築基準法別表第2（ヘ）項第3号に掲げる施設



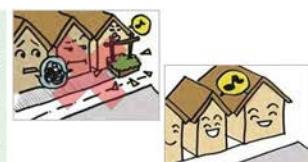
なお、既存建築物について、上記の用途の建築物への用途変更是できませんが、同一の用途でその用途に供する部分の床面積を超えない場合は建て替えることができます。

避難通路の確保（協定第7条）

災害時や緊急時の避難活動をしやすくするため、建築物の建築時または工作物の築造時、避難通路として指定された通路は、現況の幅員を確保する必要があります。また、通路上に固定物を設置することもできません。土地の所有者が変わる場合も、避難通路は継承されます。

（通路の位置については「別図摩耶地区避難通路指定図」を参照）

※避難通路の変更について、避難の安全性が確保できる場合で、変更する部分及び変更部分に接する土地の権利者全員の合意がある場合、避難通路の変更是可能です。



建築物の不燃化の促進（協定第8条）

老朽化した建築物が密集しているまちにおいて、火災の燃え広がりの危険性を少なくするために、2階建て以下かつ延べ面積500㎡以内の建築物を建築する場合は、耐火性能に優れた耐火建築物又は準耐火建築物とするように努めます。

耐火建築物又は準耐火建築物とは、柱や梁などの主要構造部や屋根、外壁を燃えにくい材料でつくり、火災による倒壊及び隣家の延焼をできるだけしないようにした建築物です。



集合住宅等におけるファミリー形式住戸の推奨（協定第9条）

集合住宅等を建てる場合、全体戸数の4分の1以上の戸数を、ファミリー形式住戸（住戸専用面積が30㎡以上のもの）となるように努めます。

※ただし、管理人の常駐等、協議会が認める必要な措置を講じた場合は、この限りではありません。



(2) 多様な主体がさまざまな手法・取り組みで行うまちづくりの推進

«取り組むこと»

- ・地域団体や事業者による公共空間などを利活用したにぎわいの創出
- ・空き地・空き家の再生 　・地域の生活環境の改善
- ・にぎわいを生み出すイベントの実施 　　　　　　　など

これまでのまちづくりは、地域の皆さんと行政との「協働と参画」による、地域の住環境の保全や魅力的なまちなみの誘導が中心でしたが、昨今では、空き家を活用した地域の活動拠点へのリノベーションやNPO団体による地域のにぎわいづくり、公共性のある取り組みを行う民間事業者など、多様な主体の参画によるまちづくりが進められており、これからは、このような多様な主体によるさまざまなまちづくりの動きをより一層活性化させていく必要があります。

また、そういった取り組みが進むなかで、社会実験や暫定的な利用を試行的に行うことや、活動のための財源を確保できるスキームを構築するなど、まちづくりの進め方も多様化しています。

からのまちづくりにおいては、多様な担い手の育成と連携を促し、さまざまな手法を活用しながら取り組みを進めます。こうした取り組みが相互に関係しあいながら、よりよいまちの実現を目指します。

以下に取り組みの一例をご紹介します。

【さまざまなまちづくりを実現する取り組み（例）】

◆地域団体や事業者による公共空間などを利活用したにぎわいの創出

道路や公園、広場などの公共空間などを、居心地よく魅力的な場所にすることは、市民や観光客が思わずたたずみたくなるような「まちの居場所」を生み出します。そのような場所は、まちの表情を豊かにし、そこには自然と人が集まり、イベントや交流をよび起こすことにつながります。



図 左上：サンキタ通り（中央区）／右上：三宮中央通り（中央区）
左下：東遊園地（中央区）／右下：プレンティ広場（西区）

○道路や公園などの公共空間の活用

道路や公園などの公共空間においては、一定の要件を満たす場合に各管理者に許可を受けることで、まちのにぎわい創出などのために活用することができます。

お問い合わせ

道路の占用：神戸市建設局道路管理課

https://www.city.kobe.lg.jp/a69673/kurashi/access/road/senyo/01_kyoka/index.html

公園の占用：神戸市建設局公園部管理課

<https://www.city.kobe.lg.jp/a53501/kurashi/machizukuri/park/play/koensi/nsei.html>

○歩行者利便増進道路制度（ほこみち制度）

にぎわいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、2020年に創設された制度です。道路管理者が歩行者利便増進道路の指定を行い、歩道などの中に歩行者空間を確保しながら、歩行者の利便増進を図る空間として利便増進誘導区域を定めることで、テーブルやイス、イベントなど多様な道路空間の活用が可能となります。

お問い合わせ 神戸市建設局道路計画課

○都市利便増進協定

広場・街灯・並木など、住民や観光客などの利便を高め、まちのにぎわいや交流の創出に寄与する施設を、個別に整備・管理するのではなく、地域住民・まちづくり団体などの発意に基づき、施設などを利用したイベントなども実施しながら一体的に整備・管理していくための協定制度です。

お問い合わせ 神戸市都市局都市づくり課

<https://www.city.kobe.lg.jp/a94328/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/erimane/toshiribenzoushinkyoutei.html>

○都市再生推進法人制度

まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担い得る法人に対し、都市再生特別措置法に基づき、都市再生推進法人として指定し、地域のまちづくり活動の促進や官民連携によるまちづくりを一層推進します。

お問い合わせ 神戸市都市局都市づくり課

<https://www.city.kobe.lg.jp/a94328/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/erimane/toshisaiseisuishinhoujin.html>

※多様な主体が進めるまちづくり活動に関する支援はほかにも多数あります。

詳細は、国土交通省のホームページをご覧ください。

官民連携まちづくりポータルサイト：<https://www.mlit.go.jp/toshi/about/>

◆空き地・空き家の再生

まちなかに点在する空き家や空き地が、従来の枠にとらわれないリノベーションによって店舗やコミュニティースペース、農園などに生まれ変わることで、地域の課題が解決され、人々の交流や新たな活動が生まれます。こうした変化は、まちの魅力と価値を大きく高める原動力となります。



図 左上：空き家を拠点とした交流の場（兵庫区）
右上：UR 都市機構所有地を活用した農園（兵庫区）
左下：いちばたけ（灘区）／右下：カフェを拠点とした交流の場（北区）

○空き家活用応援制度

空き家を地域活動や交流の拠点として活用することや社会貢献のために活用する場合に、物件探しの支援や片付け、改修などの費用を補助します。

お問い合わせ 神戸市建築住宅局政策課

<https://www.city.kobe.lg.jp/a94208/kurashi/sumai/jutaku/information/akiyaindex.html>

○空き地活用応援制度

空き地を地域利用する場合に、物件探しの支援や初期・維持費用の補助、樹木雑草の撤去や水栓の設置などの整備費用の補助を行います。

お問い合わせ 神戸市建築住宅局政策課

<https://www.city.kobe.lg.jp/a94208/kurashi/sumai/jutaku/information/akichiindex.html>

○地域貢献相談窓口

「地域や社会に貢献したい・役に立ちたい」という“想い”を受け止め、実現に向けた伴走型の支援を行う制度です。

お問い合わせ 神戸市地域協働局地域協働課

https://www.city.kobe.lg.jp/a78534/tsunagu/chiikiken_sodan.html

◆地域の環境改善

住宅地の中にあるお店や気軽に利用できる交通手段など、居住者や来訪者など、さまざまな立場の人にとって快適な環境を充実させることで、新たなにぎわいの創出や暮らしやすいまちづくりを実現することにつながります。



図 左：地域コミュニティ交通（須磨区）／中：住宅地に立地した店舗（垂水区）
右：路線バスを活用した貨客混載（西区）

○地域コミュニティ交通導入支援

鉄道や路線バスなど公共交通が行き届きにくい地域に、地域・運行事業者・神戸市が役割分担しながら協力して、地域の実情にあった運行をする地域コミュニティ交通について、導入にかかる経費を支援します。

お問い合わせ 神戸市都市局交通政策課

<https://www.city.kobe.lg.jp/a80014/chikomi.html>

○住宅地における店舗など立地支援

ニュータウンの活性化に向けて、にぎわいの創出や歩いて暮らしやすいまちづくりを進めるため、住宅地において店舗などを新たに出店する方に、その店舗などの新築またはリフォームにかかる費用を支援する補助制度です。

お問い合わせ 神戸市都市局都市づくり課

<https://www.city.kobe.lg.jp/a94328/tenposhien.html>

○公共交通を活用した貨客混載

地域の事業者・住民と連携し、公共交通を有効活用することで、都市と農村などの地域間での人とモノの交流・循環を促進し、地域の特性を活かした魅力づくりや日常生活のサービス機能の維持・拡充に取り組んでいます。

お問い合わせ 神戸市都市局駅まち推進課

<https://www.city.kobe.lg.jp/a29789/kakyakukonsaiproject.html>

◆にぎわいを生み出すイベントの実施

まちの顔である駅前空間を中心に、駅前広場などの公共空間におけるイベントの実施や、空き店舗などを活用したコミュニティスペースづくりに取り組みことで、地域資源を活用したまちの魅力を発信するとともに、地域の方々の交流を促します。こうした取り組みにより、地域への愛着を育み、住み続けたいまちづくりを進めます。



図 左：木幡（西区）／右：花山（北区）

○駅前の生活エリアの活性化（神鉄沿線）

使いやすく、親しまれる居心地のよい駅前空間づくりや、沿線の自然・観光資源を活かしたイベントなど、沿線の活性化に向けてさまざまな取り組みを実施しています。

お問い合わせ 神戸市都市局駅まち推進課

<https://www.city.kobe.lg.jp/a29789/sintetuensen.html>

○（再掲）地域貢献相談窓口

「地域や社会に貢献したい・役に立ちたい」という“想い”を受け止め、実現に向けた伴走型の支援を行う制度です。

お問い合わせ 神戸市地域協働局地域協働課

https://www.city.kobe.lg.jp/a78534/tsunagu/chiikikoken_sodan.html